



御遺影柳生家に奉祀の顛末

明治の初期世は維新の直後にして定らず、古き日本より生れ出る新らしき日本の胎動に、人心は何をか求めて、いる様相を呈していた野田小太郎は幼少の呼名にして、和歌山県日高郡湯川村大字富安に出生、元服して野田新兵衛と改名す、家業は先祖より家伝の造酒屋を業とし暮しも豊にして、父に習い家業に励んでいたが、家業柄人の出入りも多く信望篤き故と世話好き故に、色々方々へ手を出した事、当時えきりが流行して家内中がこの渦に巻き込まれ不運続きで明治初年頃より家財が傾き、始め田畑が忽ちにして人出に渡り、その間、悶々として日が続けた揚句家屋敷は藤田村藤井酒又氏の手になり、重なる借金に苦しんで父が死亡、次いで母が死亡し、兄弟とは親類縁者を頼りにちりぐらばらゝの憂き目を見、兄新兵衛は元童かなる家柄だけに、当時漢学文学には相当な知識人として、村でも噂にのぼった程で、故郷に生存するものも如何と思つたから、上阪をし、先大阪に在って当時元来好きなき芝居浄瑠璃等に励み、縁ありて奈良県大和の國宇陀郡松山町

山本甚三郎氏に身上を問はれ山本氏は新兵衛に深く同情致して、新兵衛も元々造り酒屋なるが故に、氏に人望を認められ山本甚三郎氏宅に於て主人の相談役として相勤め、氏も人柄の良い人て氏宅に教祖が訪ねること屢々にして、新兵衛も教祖と話し合い顔を合すこと幾度もあり、山本甚三郎氏は陰乍ら教祖に同情を寄せて居ると共に、新兵衛も、只教祖が苦難の道を歩んで居られることを痛く同情し生れつき儀快心の強い新兵衛は教祖に何かと心を動かされるものがあつたから、山本甚三郎氏に一生に一度の願として教祖が世間から天理教の道を認められる迄教祖に仕へをして頂き度い旨を申出た。

山本甚三郎氏は一も二もなく承知してくれ氏より教祖に申出たところ教祖は非常に喜ばれ、早速教祖の下で下男になる迄の勤めをさしてもらった。當時は明治十四年教祖の苦しい道廣めの真中にて世間から迫害或は思想犯により警察よりの呼び出し生活するにも食べ米も無く幾日不食の日が続いたやうら、新兵衛も共に苦境に立ち至つた留置中の教祖に面接を願うこと幾度、年月は流れ明治(旧曆)十八年十月新兵衛は先を見通したものが、それ

これてわしもお前のそばに居るのも同然やと、と言つて新兵衛に手渡しされ、新兵衛は押し頂き大和の國丹波市を後にして、故郷に帰つてきたが、帰つて来たもの、家は無く農業に従事している同郡同村上富安在住の戸主

れ、其後写真は古田トラノが保存され現在に至つたものであるが、新兵衛は出られたきり音信不通で行方は全く不明となられた。昭和二十七年十月三日日記之

当年七拾五才

昭和貳拾七年五月

鑑定書

写真巻葉 台紙付

御持参の天理教祖と称する老母像  
右は明治時代の写真にてPOPPI印画紙に焼付せられ、但し顔面のみ正しく写真と思われ眼光の光によつても判然とし、衣服及台座は写真原板に修整せし為、描きたるものと考察され得る  
右之通り拝見仕り候

昭和二十八年二月十五日

株式会社 便利堂技師長 佐藤辰三印

柳生豊彦様

本御写真は天理教御教祖の御存命当時の御姿と御顔は寸分の相違ありません、大恐れながら自筆を以つて御署名致します  
山辺郡朝和村三味田 辻本定吉 八十三才  
山辺郡丹波市町大字袖之内 川口松太郎 七十四才  
奈良県山辺郡丹波市町大字袖ノ内 美並孫次郎 七拾四才  
奈良県山辺郡丹波市町大字豊田 吉川留吉 当年七拾八才  
奈良県山辺郡丹波市町豊田 森田貞次郎

古田彦太郎の從兄に當る彦太郎妻の古田トラノ(原トラノ)をたより来て五ヶ月間滞在故郷の土地で百姓に従事するようす、められたが、元来百姓嫌いの新兵衛は居た、まらず明治二十年頃從兄姉の古田トラノに對して私はいつ迄も厄介になるわけにもゆかない、私は再び大阪に出度いと思つたので、これから先、この様な年で故郷に帰るか帰れないかわからないし、何処といつて定つた行く処もないが、御教祖様より頂いた片身の二品を所持して旅することは勿体ないし、また何処で倒れて死ぬとも限らないし、又神に信心のされない方にお渡ししては御教祖様の御意志に反することでもあり此の二品は御教祖様が私に授けて下さる時に、お写真は教祖様のお体であり、かぐら本二冊は着物と申され新兵衛が御教祖様に永年御仕へして頂いて来たものを孫子に至る迄よく含めて古田家の孫末代迄も伝えて頂き度いと云い、残し再び故郷を後にさ

明治の初期世は維新の直後にして定らず、古き日本より生れ出る新らしき日本の胎動に、人心は何をか求めている様相を呈していた野田小太郎は幼少の呼名にして、和歌山県日高郡湯川村大字富安に出生、元服して野田新兵衛と改名す、家業は先祖より家伝の造酒屋を業とし暮しも豊にして、父に習い家業に励んでいたが、家業柄人の出入りも多く信望篤き故と世話好き故に、色々と方々へ手を出したこと、当時えきりが流行して家内中がこの渦に巻き込まれ不連続きて明治初年頃より家財が傾き、始め田畑が忽ちにして人出に渡り、その間、悶々として日が続けた揚句家屋敷は藤田村藤井酒又氏の手に渡り、重なる借金之苦にして父が死亡、次いで母が死亡し、兄弟とは親類縁者を頼りにちりぐらばらぐらの憂き目を見、兄新兵衛は元豊かなる家柄だけに、当時漢学文学には相当な知識人として、村でも噂にのぼった程で、故郷に生存するものも如何と思つたから、上阪をし、先大阪に在って当時元來好きなき芝居浄瑠璃等に励み、縁ありてか奈良県大和の国宇陀郡松山町

山本甚三郎氏に身上を問はれ山本氏は新兵衛に深く同情致して、新兵衛も元々造り酒屋なるが故に、氏に人望を認められ山本甚三郎氏宅に於て主人の相談役として相勤め、氏も人柄の良い人で氏宅に教祖が訪ねること屢々にして、新兵衛も教祖と話し合い顔を合すこと幾度もあり、山本甚三郎氏は陰乍ら教祖に同情を寄せて居ると共に、新兵衛も、只教祖が苦難の道を歩いて居られることを痛く同情し生れつき儀侠心の強い新兵衛は教祖に何かと心を動かされるものがあつたから、山本甚三郎氏に一生に一度の願として教祖が世間から天理教の道を認められる迄教祖に仕へをして頂き度い旨を申出た。

山本甚三郎氏は一も二もなく承知してくれ氏より教祖に申出たところ教祖は非常に喜ばれ、早速教祖の下で下男になる迄の勤めをさしてもらつた。当時は明治十四年教祖の苦しい道廣めの真中にて世間から迫害或は思想犯により警察よりの呼び出し生活するにも食べる米も無く幾日不食の日が続いたやら、新兵衛も共に苦境に立ち至つた留置中の教祖に面接を願うこと幾度、年月は流れ明治(旧曆)十八年十月新兵衛は先を見通したものが、そ

れとも天理の道を認められて来たものか教祖  
に對して誠に申上難き事ですが、今日に至る  
迄御仕へさして頂きましたが、寄る年波と故  
郷の恋しさから一度故郷へ帰り度う御座いま  
すお暇を頂戴いたし度いと申出た所、教祖は  
誠に私として残念なことだが今迄多年共々に  
苦しみ、今お前に去られることはかへすぐ  
も残念だが、しかしお前も恋しい紀州を後に  
して幾年間さぞかし帰り度いことだらうな、  
こゝでよう思案することやで、今迄私に親に  
仕へるより以上に盡してくれた、これから天  
理の道に朝日がさすのやで、明かるくなるの  
やで、皆が恋しくなるのやで、お前も恋し  
なったら思案せずに帰っておいで、新兵衛や  
今迄懸命に仕へてくれた幾年間お前に食べさ  
すのも畜生の食べる様なものと同じようなも  
のを食べさし何一つとしてお前に喜ばすこと  
も出来なかつたが、よく辛棒をしてくれたな  
あ、これはなあ、明治十七年の元旦に、たつ  
た一枚写した私の写真だが遠い国へ帰るお前  
に、これを私と思って渡すから末永く所持し  
てほしい、それから粗末な字で読みにくいだ  
らうが、私の書いたかぐら本二冊お前に渡す  
から、この写真は私の体で、本は着物やで、

これでわしもお前のそばに居るのも同然や  
で、と言つて新兵衛に手渡しされ、新兵衛は  
押し頂き大和の国丹波市を後にして、故郷に  
帰つてきたが、帰つて来たものゝ家は無く農  
業に従事している同郡同村上富安在住の戸主  
古田彦太郎の従兄ママに当る彦太郎妻の古田トラ  
ノ（原トラノ）をたより来て五ヶ月間滞在故  
郷の土地で百姓に従事するようすゝめられた  
が、元来百姓嫌いの新兵衛は居たゝまらず明  
治二十年頃従兄姉の古田トラノに対して私は  
いつ迄も厄介になるわけにもゆかない、私は  
再び大阪に出度いと思うので、これから先、  
この様な年で故郷に帰るか帰れないかわから  
ないし、何処といつて定つた行く処もない  
が、御教祖様より頂いた片身の二品を所持し  
て旅することは勿体ないし、また何処で倒れ  
て死ぬとも限らないし、又神に信心のされな  
い方にお渡ししては御教祖様の御意志に反す  
ることでもあり此の二品は御教祖様が私に授  
けて下さる時に、お写真は教祖様のお体であ  
り、かぐら本二冊は着物と申され新兵衛が御  
教祖様に永年御仕へして頂いて来たものを孫  
子に至る迄よく含めて古田家の孫末代迄も伝  
えて頂き度いと云い残し再び故郷を後にさ

れ、其後写真は古田トラノが保存され現在に至ったものであるが、新兵衛は出られたきり音信不通で行方は全く不明となられた。

昭和二十七年十月三日記之

本御写真は天理教御教祖の御存命当時の御姿と御顔は寸分の相違ありません、大恐れながら自筆を以って御署名致します

山辺郡朝和村三味田

辻 本 定 吉

八十三才

山辺郡丹波市町大字杣之内

川 口 松太郎

七十四才

奈良県山辺郡丹波市町大字杣ノ内

美 並 孫次郎

七拾四才

奈良県山辺郡丹波市町大字豊田

吉 川 留 吉

当年七拾八才

奈良県山辺郡丹波市町豊田

森 田 貞次郎

当年七拾五才

昭和貳拾七年五月

鑑定書

御持参の天理教祖と称する老母像

写真巻葉 台紙付

右は明治時代の写真にてPOP印画紙に焼付せられ、但し顔面のみ正しく写真と思われ眼光の光によつても判然とし、衣服及台座は写真原板に修整せし為、描きたるものと考察され得る

右之通り拝見仕り候

昭和二十八年二月十五日

株式会社 便利堂技師長

佐藤辰三印

柳生豊彦様